

日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する
総務省の基本的考え方に対する意見

該当箇所	意見
<p>・ 全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省が国民・視聴者の意見や競合する民放事業者等の懸念を丁寧に汲み取り、NHKの業務やNHKインターネット活用業務実施基準案に関する基本的考え方（以下、基本的考え方）を示してNHKに検討を求めたことは、国民・視聴者の信頼を基盤とする公共放送のあり方を検討する姿勢として極めて適切であると評価します。 当連盟はかねてより公共放送のあり方について、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする、三位一体改革に賛意を表してきました。 ● NHKテレビ放送の常時同時配信（以下、常時同時配信）だけを切り出してNHKインターネット活用業務実施基準案（以下、実施基準案）の認可の適否を検討するのではなく、その前提として三位一体改革の検討をあらためてNHKに求める総務省の方針に賛同いたします。
<p>1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方</p> <p>・ 協会の在り方については、国民・視聴者や関係者の意見も幅広く聴きながら、「業務」「受信料」「ガバナンス」を三位一体で改革していくことが必要であり、この点は、これまでも、協会の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見において、繰り返し指摘してきた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKのあり方については三位一体改革が必要であり、既存業務の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料のあり方の検討が必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら三位一体改革の具体策を早急に示し、既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しが前進することを強く期待しています。 ● 国民・視聴者の信頼を基盤とする公共放送NHKのあり方は、総務省「放送を巡る

該当箇所	意見
<p>ところである。</p> <p>特に、繰越金の現状や近年の事業収支の見込み等を踏まえると、全体の収支構造が妥当なものと同認められるか否かについて、改めて検討することが適当であり、具体的には、既存業務の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うことが必要である。</p>	<p>諸課題に関する検討会」で継続検討する必要があると考えます。</p>
<p>2. 業務の実施に当たって留意すべき事項</p> <p>(1) 業務全体の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、本年4月のNHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの経営統合や令和2年4月を目指すNHKエンタープライズとNHKプラネットの経営統合にとどまらず、更なる取組を着実かつ徹底的に進めることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社のあり方をゼロベースで見直す抜本的な改革については更なる取り組みを着実かつ徹底的に進めることが必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら更なる具体策を早急に示し、着実かつ徹底的に進めることを期待します。 ● 地方公共団体や地元企業が発注するイベント・広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が民放事業者と競合すれば、地域社会における放送の二元体制の維持、発展の妨げになりかねません。また、当然のことではありますが、NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれ類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先したりするような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。

該当箇所	意見
<p>2. 業務の実施に当たって留意すべき事項</p> <p>(1) 業務全体の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 K・8 K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存業務の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか早急に検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存業務の見直しについては公共放送の担い手として真に適当なものであるか早急に検討を進める必要があるという総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら衛星波の整理・削減を含む既存業務見直しの具体策を早急に示し、取り組みを進めるよう強く期待しています。
<p>2. 業務の実施に当たって留意すべき事項</p> <p>(1) 業務全体の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 附帯決議を踏まえ、「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する協会の考え方について、広く国民・視聴者に示し、意見を聴くことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● プレーヤーが限られた放送の世界ではNHKが果たすべき公共性は明快ですが、多様な主体が発信するインターネットの世界でNHKが果たす公共性、国民・視聴者から期待される公共性は必ずしも自明とは言えません。「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する考え方を広く国民・視聴者に示し、意見を聞くことが必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。 ● NHKは放送を目的とする特殊法人であり、常時同時配信を含むインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」です。NHKが“公共メディア”への進化を標榜するならば、まずは自ら三位一体改革の具体策を国民・視聴者に示すべきです。その際は既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しが不可欠であると考えます。
<p>2. 業務の実施に当たって留意すべき事項</p> <p>(2) 受信料の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受信料のあり方については国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、利益を適切に還元していく取り組みが強く求められるという総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら具体策を早急に

該当箇所	意見
<p>率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。</p>	<p>示し、取り組みを進めるよう強く期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ただし、還元する利益を放送サービスの充実に過度に振り向けることは、NHKのいたずらな業務拡大につながります。公平負担徹底の意義を国民・視聴者に十分に理解してもらい、納得して受信料を支払ってもらうには、受信料の値下げをはじめとする国民・視聴者の負担軽減に振り向けるべきです。
<p>2. 業務の実施に当たって留意すべき事項 (4) インターネット活用業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会には、「業務」「受信料」「ガバナンス」の三位一体の改革が求められる状況であることを踏まえれば、インターネット活用業務を含む協会の業務全体を肥大化させないことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット活用業務を含むNHKの業務全体を肥大化させないことが求められるという総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人NHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間の市場競争を阻害することのないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ① ア. 常時同時配信（受信料制度との関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受信料負担の公平性及び市場競争の観点から、特例措置（メッセージを表示せずに常時同時配信を実施するとともに、見逃し配信を一般に利用できるようにする措置）は設けないことが望ましいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKが本年9月に行った実施基準の素案に関する意見募集（以下、NHKの意見募集）に対し、当連盟は、①特殊法人であるNHKがオリンピック・パラリンピック東京大会（以下、東京大会）でメッセージを表示しない地上テレビ常時同時配信、地上テレビ見逃し番組配信の広く一般に利用可能とする措置などを無制限に行えば、民放事業者の事業価値が著しく毀損され、民間の市場競争が阻害されることになる、②メッセージを東京大会のような国民・視聴者の関心が極めて高い放送番組で表示しなければ、公平負担の原則が揺らぎ、公共放送の屋台骨が脅かされかねない、③民間の市

該当箇所	意見
	<p>場競争を阻害し、受信料制度を毀損するような事業は、総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（以下、認可ガイドライン）に照らして許容されるものではない、との意見を提出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特例措置は設けないことが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、賛同いたします。NHKがさらに検討を重ね、総務省の考えを実施基準案に反映することを期待しています。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ① イ. 放送法上の努力義務に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協会においては、常時同時配信の開始前に、「地方向け放送番組の提供」を実施する時期及び内容等について、一定程度明らかにすることが望ましいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKの意見募集に対し、当連盟は全国の地方向け放送番組を地域限定して提供する事業計画のロードマップを明らかにし、地域住民やローカル局への説明を尽くし理解を得ることが肝心である、との意見を提出しました。 ● 実施する時期および内容等を一定程度明らかにすることが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると考えます。NHKがさらに検討を重ね、適切に対応されることを期待しています。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ① イ. 放送法上の努力義務に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、「民間放送事業者との連携」については、民間放送事業者の求めに応じて、協議の場を設け、毎年度行う協力の内容を具体化した上で、実施計画において記載することが望ましいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKの意見募集に対し、当連盟はNHKと他の放送事業者の協力を実効性ある成果につなげるためには、NHKが協力の具体的な方針を各地区単位でローカル局にも丁寧の説明するなど相互理解を深めるよう要望する、との意見を提出しました。 ● 民間放送事業者の求めに応じて協議の場を設け、協力の内容を具体化し、インターネット活用業務に係る実施計画（以下、実施計画）に記載することが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると考えます。NHKがさらに検討を重ね、適切に対応されることを期待しています。

該当箇所	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ● ただし、どのような事業に協力して取り組むかは、それぞれの民放事業者が経営判断すべき事柄です。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ① オ. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会は我が国で開催されるナショナルイベントであり、本業務は、国民・視聴者と大会期間中の訪日外国人の期待に応えるものであることから、一定の社会的意義が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京大会に関する業務の社会的意義は理解しますが、実施基準案の認可の適否を審査する際には、認可ガイドラインにある「市場の競争を阻害しないこと」などの認可要件を十分満たすのか厳格に審査するとともに、認可申請に対する「総務省の考え方」では具体的な要件適用の考え方を明らかにするよう要望します。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ②業務の実施に要する費用に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度については、インターネット活用業務の費用の上限は、一時的に発生する大会に関する業務の費用を除き、「受信料収入の2.5%」を維持することとし、既存のインターネット活用業務についても、真に必要なものかを検証して見直し、効率化を図ることが望ましいと考えられる。 <p>常時同時配信等については、協会の事業収支を適切に考慮しつつ、以上の費用の上限の範囲内で段階的に実施して、その費用及び効果を検証し、改めて意見募集を実施した上で、必要に応じ、実施基準を見直していくことが望ましい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人NHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間の市場競争を阻害することのないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。当連盟では「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」を2018年10月に公表し、抑制的な事業運営のひとつの目安として受信料収入2.5%上限を維持し、現状の事業規模からはじめることを求めてきた経緯があります。抑制的な事業運営を維持するためには、常に実施費用総額の圧縮と事業の効率的運用に努めることが不可欠です。 <p>NHK総合・教育の放送番組すべてを対象とする常時同時配信は事業の性質・規模、社会的影響などの観点から、これまでの同種の業務とは明らかに一線を画するものです。民間放送だけでなくさまざまな業態のインターネット事業と競合する懸念が払拭されたとは到底言えません。常時同時配信でNHKへの接触率がどれほど上が</p>

該当箇所	意見
<p>と考えられる。</p>	<p>り、どれほどの公共的な価値を新たに生み出すことができるのかも定かではありません。</p> <p>こうした状況を鑑みれば、まずは現状の事業規模からはじめ、常時同時配信・見逃し配信それぞれのニーズや利用状況、通信ネットワークへの負荷、権利処理のさまざまな課題、区分経理で明らかになる実施費用、民放事業者への協力のあり方、市場競争への影響などを慎重に分析・検証しながら、「放送の補完」として真に相応しい業務のあり方を段階的に模索することは、国民・視聴者や関係者の理解を得る近道であると考えます。</p>
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ②業務の実施に要する費用に関する考え方 ・ ユニバーサル・サービスに関する業務及び国際インターネット活用業務については、効率的に行われることが必要であるものの、①を踏まえれば、常時同時配信等の実施により、内容面において縮小されることは望ましいものではないと考えられる。</p>	<p>● 放送の公共的役割をよりいっそう充実させ国民・視聴者の利益の最大化を図るためには、放送の二元体制を維持、発展させる視座が欠かせません。例えばradikoやTVerによるNHKと民放事業者の放送番組のインターネット配信は国民・視聴者の利便性を向上させ、二元体制を発展させる協調領域の事業として着実に普及しています。こうした観点から他の放送事業者との協力に関する業務については、内容面において縮小されるべきではありません。</p>
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (1) ②業務の実施に要する費用に関する考え方 ・ NHK案においては、費用について、「抑制的な管理に努める」とされているが、これを具体的な取組とするため、外部専門家の知見を活用する等、早急にインターネット活用業務の効</p>	<p>● NHKの意見募集に対し、当連盟は区分経理によってインターネット活用業務の適正性を常に検証するとともに、国民・視聴者や民放事業者への丁寧な説明を尽くすよう要望する、との意見を提出しました。</p> <p>● 費用の抑制的な管理を具体的な取組みとするため、外部専門家の知見を活用する</p>

該当箇所	意見
<p>率性を検証する仕組みを検討し、導入することが望ましいと考えられる。</p>	<p>等、インターネット活用業務の効率性を検証する仕組みを検討し、導入することが望ましいという総務省の考えは妥当であり、賛同いたします。NHKがさらに検討を重ね、第三者性を有する検証の仕組みを構築することを強く期待しています。</p>
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (2) 有料業務に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 見逃し配信の提供により、受信料財源から支出される費用が増加することを踏まえれば、有料業務の収支に与える影響の観点に加え、受信料財源業務の費用を抑制する観点から、受信料財源により提供する既放送番組とNHKオンデマンドにおいて有料で提供する既放送番組との関係を再検討することが望ましいと考えられる。これらの観点から、ニーズの高いコンテンツの見逃し配信については、有料業務で提供することなども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「放送の補完」として行う常時同時配信・見逃し配信と、受信料財源とは別に有料業務として行っているNHKオンデマンドは、どちらもインターネットを活用したサービスであり、その関係を整理することは、NHKが掲げる“公共メディア”への進化と密接に関係していると考えます。 ● NHKは放送を目的とする特殊法人であり、NHKが“公共メディア”への進化を標榜するならば、まずは自ら三位一体改革の具体策を国民・視聴者に示すべきです。上記の関係の整理は、三位一体改革のなかで行われるべきであると考えます。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (3) ①検証体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会は、(インターネット活用業務審査・評価委員会)委員の選任に当たって、市場競争の評価等に必要な知見を有する、中立的な者を選定することを明らかにしておくことが望ましいと考えられる。 <p>また、委員会は、その検討に当たって、外部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKの意見募集に対し、当連盟は、①インターネット活用業務審査・評価委員会の委員は競合懸念業種の実情や市場の現状に精通した有識者などの参画を実施基準に規定し、より多角的で公平な見解を求める工夫が必要である、②競合懸念業種の事業者ヒアリングや影響を定量的に把握する調査の実施など能動的なアプローチも駆使して、NHKインターネット活用業務の適正性を積極的に確保するよう要望する、との意見を提出しました。

該当箇所	意見
<p>事業者及び民間競合事業者から意見を聞くことができるようにすることが望ましいと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場競争の評価等に必要な知見を有する中立的な者を選定することを明らかにしておくこと、民間競合事業者等から意見を聞くことができるようにすることがそれぞれ望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると考えます。NHKがさらに検討を重ね、適切に対応されることを期待しています。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (3) ①検証体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協会が実施した意見募集において、協会がインターネットで提供する「理解増進情報」の範囲について、その範囲が拡大されることへの懸念が示されていることも踏まえ、外部事業者等にもヒアリング等を行った上で、理解増進情報の範囲について、検証することが望ましいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKの意見募集に対し、当連盟は、①特殊法人であるNHKが東京大会で大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供などを無制限に行えば、民放事業者の事業価値が著しく毀損され、民間の市場競争が阻害されることになる、②NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、「理解増進情報」として提供できるのは、「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」であり、東京大会に関するものといえどもこの範囲が恣意的に拡大されることがあってはならない、との意見を提出しました。 ● 理解増進情報の範囲について検証することが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、賛同いたします。「放送の補完」の範囲は総務省「放送政策に関する調査研究会」の第一次取りまとめ（2013年8月）で示された基準に照らして、放送番組との密接関連性、支出規模の観点から常に検証されるべきです。インターネット独自コンテンツの配信は禁止されており、NHKには厳格な運用が求められています。
<p>4. NHK案に対する総務省の基本的考え方 (3) ②業務を通じて得られた知見の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協会には、放送サービス向上のために先導的 	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKの意見募集に対し、当連盟は、①インターネット活用業務のサービス利用状

該当箇所	意見
<p>な役割を果たすことが求められており、協会が実施した意見募集に寄せられた意見も踏まえ、インターネット活用業務の実施により得られた知見については、民間放送事業者との連携・協調に資するため、共有することが望ましいと考えられる。</p>	<p>況に関する情報は全面的に開示して、民放事業者を含む関係者が有益な知見を得られるようにすることが重要である、②インターネット活用業務で得られる通信ネットワークへの負荷のデータや、システム構築、権利処理等に関する知見についても、それぞれの関係者に提供するよう要望する、との意見を提出しました。NHKからは対応する旨の考え方が示されました。</p> <p>● 得られた知見については、民間放送事業者との連携・協調に資するため、共有することが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、賛同いたします。NHKにおいて適切に対応されるものと理解しています。</p>
<p>5. 今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省としては、意見募集により寄せられた意見も踏まえて検討を行い、認可の適否について、電波監理審議会への諮問を行う予定である。 	<p>● 認可の適否の検討に際しては、認可ガイドラインにある「市場の競争を阻害しないこと」などの認可要件を十分満たすのか厳格に審査するとともに、認可申請に対する「総務省の考え方」で具体的な要件適用の考え方を明らかにするよう要望します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> その他 	<p>● 認可ガイドラインの第4の1(6)は「他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること」を認可要件とし、「法第20条第14項の他の放送事業者との協力に係る努力義務に関し、業務の実施方法として、例えば、共通配信基盤の構築・利用、共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整など、インターネットの活用に係る共通課題の解決に向けた他の放送事業者との協力に関する具体的な事項が適正かつ明確に定められていることが必要である」と規定しています。しかしながら実施基準案は、「その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする」(第10条第2項から抜粋)との規定に留まり、認可要件を十分満たしている</p>

該当箇所	意見
	<p>のか疑問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認可ガイドラインの第4の6(5)は「サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること」を認可要件とし、「利用者の端末機器等について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用するなど、対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である」と規定しています。しかしながら実施基準案は、「端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する」(第14条第5項から抜粋)との規定に留まり、認可要件を十分満たしているのか疑問です。